



各 位

2025 年 5 月 15 日

会 社 名 中 越 パ ル プ 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 福 本 亮 治
(コ ー ド 番 号 3877 東 証 プ ラ イ ム 市 場)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 副 本 部 長 兼 管 理 部 長
秋 永 吉 男
(TEL. 0766-26-2404)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を、2025 年 6 月 25 日開催予定の当社第 109 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象取締役に対して当社の企業価値の持続的向上に向けたインセンティブの強化を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

（1）対象取締役に対して支給する報酬

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を割当てするために、当社の普通株式を発行または処分し、対象取締役にこれを保有させるものです。対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式または②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016 年 6 月 28 日開催の第 100 期定時株主総会において、年額 300 百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、当該報酬枠とは別枠として、本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式または金銭報酬債権の総額を、年額 60 百万円以内とすることをお願いする予定です。対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、指名・報酬委員会への諮問および諮問に対する答申を受け、取締役会において決定することといたします。

（2）対象取締役に発行または処分される譲渡制限付株式の種類および総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される株式の種類は、当社における標準となる普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の間に発行または処分される普通株式の総数は、年 66,000 株を上限といたします。ただし、この総数は、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合には、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき、対象取締役に対して、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬等として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといいますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、対象取締役は、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行または処分を受けるものといえます。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会において決定します。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといえます。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、①当社の普通株式または②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、かかる報酬の支給に必要な議案を本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行または処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

4. 当社の執行役員、参与への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員および参与に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上